

全国知事会緊急提言等

(6/4 全国知事会議)

- ① コロナを乗り越える日本再生宣言
(「全国知事会議」提言等一覧(1))

●各提言活動のうち知事会長によるもの

(6/19 西村新型コロナ担当大臣 意見交換)

- ② 今後の新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る主な全国知事会議での意見
- ③ コロナを乗り越える日本再生宣言(省略)
(「全国知事会議」提言等一覧(1))
- ④ 全国知事会議(6月4日)における各都道府県知事の意見
- ⑤ 新型コロナウイルス対策の検証について

(6/19 萩生田文部科学大臣 意見交換)

- ⑥ 学びの保障と秋期入学の導入に関する提言
(「全国知事会議」提言等一覧(12))
- ⑦ 子どもたち一人ひとりの学びを支えるeラーニングの推進に関する提言
(「全国知事会議」提言等一覧(19))

(6/29 梶山経済産業大臣 意見交換)

- ⑧ 新たな時代の産業の振興と基盤の維持に向けて
(「全国知事会議」提言等一覧(10))
- ⑨ 「Go To キャンペーン」の実効性ある取組に向けた緊急提言

(7/2 公明党への提言)

- ⑩ 新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言

令和2年6月4日開催「全国知事会議」提言等一覧

(1) コロナを乗り越える日本再生宣言

- (2) 地方税財源の確保・充実等に関する提言
- (3) 地方創生の危機突破・加速化に向けた提言
- (4) 大規模災害への対応力強化に向けた提言
- (5) 東日本大震災「復興・創生期間」後の防災・減災対策の推進を求める提言
- (6) 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言
- (7) 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた将来世代への支援に係る緊急提言
- (9) 新型コロナウイルス感染症に伴う更なる地域経済対策に向けた緊急提言

(10) 新たな時代の産業の振興と基盤の維持に向けて

- (11) 新たな過疎対策法の制定に関する提言

(12) 学びの保障と秋期入学の導入に関する提言

- (13) 防災・減災、国土強靱化対策の抜本強化と地方創生回廊の構築 提言
- (14) 令和3年度 国の概算要求に向けた提言
- (15) 令和3年度国の施策並びに予算に関する提案・要望
- (16) 東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言
- (17) 原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言
- (18) 地方分権改革の推進について

(19) 子どもたち一人ひとりの学びを支えるeラーニングの推進に関する提言

- (20) 国産木材の需要拡大に向けた提言
- (21) 外国人材の受入れ・共生に向けた提言
- (22) 就職氷河期世代の活躍支援に向けた提言
- (23) 男女共同参画の推進に向けた提言 ～ウーマノミクスで新地方創生・日本再生～
- (24) CSF・ASF対策と感染拡大防止に向けた提言
- (25) Society5.0の実現に向けて
～5Gの早期基盤整備と未来技術の利活用を推進するための提言～
- (26) Society5.0の実現に向けたマイナンバーカードの利用促進に関する提言
- (27) 気候変動対策の総合的な推進に関する提言
- (28) スポーツ・文化・観光振興施策についての提言
- (29) 参議院選挙における合区の解消に関する決議

コロナを乗り越える日本再生宣言

5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、約1か月半ぶりに全面解除された。はじめに、かけがえのない命を亡くされた皆様に謹んで哀悼の意を示すとともに、現在も闘病されている皆様のご回復を願うものである。そしてまた、この間の医療従事者の献身的なご尽力、外出や営業自粛をはじめとした国民や事業者の皆様のご協力に、深く感謝を申し上げたい。

これからは、次の感染の波を抑止しつつ、社会経済活動を段階的に引き上げていく新たなステージ「WITH・コロナ」に入った。しかし、これで以前の社会に元通りということにはならない。新型コロナウイルスは世界中をまだ巡っている状況にあり、国内でもどこに潜んでいるかわからない。これまでの国民の努力が水泡に帰すことが無いよう、徹底した感染予防を行う「新しい生活様式」を社会に定着させていくとともに、現状に即したガイドラインを国に求めていく必要がある。我々は、コロナを乗り越え「地域から日本を再生する」新たな時代を創っていかねばならない。

「感染予防」と「社会経済活動の段階的な再開」を両立させるためには、まずもって、感染者の早期発見・追跡・入院治療を可能とする検査・医療提供体制を早急に再構築しなければならない。今後、海外との往来再開も見込まれる中、国の水際対策と連携を図りつつ、PCR検査と抗原検査などの新しい検査を民間機関も含め大規模かつ効果的に活用し、感染の流行を迅速に察知するとともに、保健所の積極的疫学調査により感染ルートを明らかにし、早期に感染拡大を封じ込める一方、ワクチン等の早期実用化を図るとともに、病院経営安定化や医療資機材供給の保障を国に求めつつ、患者を確実に受け入れ、重症者にも対応できる強固な体制により治療を行うことで、二度と大きな感染の波を起こさせないことが何よりも重要である。そこで、このような検査・医療提供体制の再構築に向けて、国や保健所設置市とも連携し、今回の第1波で生じた施設のクラスター感染をはじめとする感染ルートやその対処方策、ビッグデータ活用、保健所運営や情報開示を含めた各地のモデル的実践例などを収集・分析し、法的制度や運用の改善検討も含め、全国で共有していく取組に着手する。

そして、感染拡大を防止するため、多くの社会経済活動をストップせざるを得なかった中で、特に高齢者、障がい者、子ども、ひとり親世帯をはじめ相対的に弱い立場の方々に大きなしわ寄せが及ばないように、しっかりと目配りするとともに、学校の長期臨時休業で大きな影響を受けた子どもたちの学びに著しい地域間格差が生じないようにするほか、原子力安全対策を含め避難に際する感染防止を図るなど、きめ細かな対策を講じなければならない。また、新型コロナウイルス

感染症は、経済情勢の悪化だけでなく、感染症患者等に対する憶測によるデマや誤った情報の拡散、個人や企業への誹謗中傷などを生じさせたが、こうした社会の分断と軋轢も修復しなければならない。その上で、行動類型に応じた感染リスクを把握し、感染状況を踏まえたイベントや移動の自粛基準等の適切なあり方を国に求め、社会経済活動の再開と感染予防との両立を図りながら、雇用の維持や確保、国と連携した観光・企業経営への支援などによる地域経済の活性化を通じて、日本の活力を復活させていく必要がある。

そこで今こそ、大打撃を受けた経済へのダメージを全力で回復することはもとより、これまでの地方創生の成果により、日本全国、津々浦々で生まれてきた様々な萌芽を大きく育み、今回のコロナ禍を契機に活用が普及しつつあるテレワーク・リモートワーク、そして全国知事会でも最大限活用してきたオンライン会議などの取組を進化させ、我が国における「デジタル・トランスフォーメーション」を実装することが重要である。加えて、5Gをはじめ Society5.0 新時代のインフラを早期に整備し、経済社会のイノベーション創出の動きをさらに加速させるとともに、ゼロカーボン社会へと歩を進めることで、全国各地が感染症の脅威にも強くしなやかに対応し持続的に成長できる「新次元の分散型国土」を創出していかなければならない。

今回の新型コロナウイルス感染症に起因する社会経済状況は、戦後最大の危機に直面している。しかし、我々は壊滅的な痛手を被った戦争からの復興をはじめ、二度にわたる石油ショックや世界中を巻き込んだリーマンショックのような100年に一度の経済危機、そして阪神・淡路大震災や東日本大震災といった未曾有の自然災害を経験しながらも、そのたびに国を挙げてこれら幾多の困難に立ち向かい、克服への途をたどってきた。

今般の世界的に流行している新型コロナウイルス感染症により生じた難局を抑えつつある「日本の奇跡」は、国民すべてが協力の絆を結んだ結果にほかならない。これを得難い教訓として、今後訪れるであろう、第2波、第3波の感染拡大についても、経済界と行政、国と地方、都道府県と市町村そして何よりも国民が心をつなげて対処することで、必ずや克服できると確信する。我々47人の知事は、地方の現場を預かる者として、住民の命と生活、そして地域の経済と雇用、かけがえのないふるさとを守り、この国を再生する先陣を果たす覚悟で新たな時代を切り拓いていくことをここに宣言する。

令和2年6月4日

全 国 知 事 会

今後の新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る主な全国知事会議での意見

令和2年6月19日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

- ・社会経済活動の段階的引上げのタイミング等、今後も機会を捉えて全国知事会との協議を行うとともに、全国知事会が設置する感染拡大防止対策の検証・立案を行う「新型コロナウイルス対策検証・戦略ワーキングチーム」にご協力いただくこと。
- ・検査結果が判明するまで入国者を空港周辺に留め置くなど水際対策を強化するとともに、入国者の情報を都道府県へ提供すること。
- ・コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受診控えもあり地域医療を担う多くの医療機関の経営が厳しくなっており、次の感染の波に備えるためにも継続的な支援を行うこと。
- ・保健所の積極的疫学調査への協力拒否や、施設の使用制限等の要請・指示に従わない場合の罰則適用等、法制度も含め実効性を担保する措置を講ずること。

全国知事会議（6月4日）における各都道府県知事の意見

1. 今般の新型コロナウイルス感染症対策の検証について

- 地域の感染ルートやクラスターが発生した施設について、その情報や教訓を共有し、次の感染の波に備えることが重要
- 特に、院内感染や介護、障がい者施設における施設内感染を防ぐための対策を共有し、発生防止に全力を注ぐ必要
- これまでの経験を踏まえ、改めて各都道府県において確保すべき病床数や宿泊療養施設の部屋数を設定する必要
- 夜の街や職場や家庭内での感染など、感染リスクの高い行動を明確にし、特措法に基づく外出自粛や施設の使用停止等の要請について、感染リスクに応じた必要な範囲を改めて検討する必要
- 検査体制や医療提供体制について、都市部と地方部などのカテゴリーに応じた対策のアプローチを検討する必要。

2. 次の感染の波に向けた対応について

- 水際対策の強化及び入国者の行動歴やクルーズ船の船内情報等を都道府県と情報共有する仕組みが必要
- PCR検査や抗原検査等について、地方部における民間検査機関の活用も含め、検査体制の充実が必要
- 保健所の積極的疫学調査について、実効性担保のための法的な枠組みや情報公開のルールづくりが必要
- 患者情報等について、都道府県と政令指定都市や中核市、保健所設置市との情報共有の仕組みが必要
- 必要な検査及び医療提供を行うための医療用資機材について、国内での安定的な生産・供給体制の整備と十分な備蓄が必要
- コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関をはじめ、受診控えもあり地域医療を担う多くの医療機関の経営が厳しくなっており、次の感染の波に備えるためにも継続的な支援が必要
- 地域の中核的な病院の機能強化を図るためにも、医師偏在対策を進める必要
- 休業要請の実効性を担保するため、罰則も含め特措法上の手当が必要
- 感染拡大を防止するための広域的な移動の抑制について、旅館・ホテル等への休業要請も含め、対策が必要
- 介護、障がい者施設等で感染が発生した場合の職員の応援体制を構築する必要

新型コロナウイルス対策の検証について

これまでの感染拡大防止対策を検証し、次の感染拡大の波に備える有効な検査体制・医療提供体制を構築するため、全国知事会の「新型コロナウイルス緊急対策本部」にワーキングチームを設置し、各都道府県の取組を全国で共有するとともに、今後の取組を検討する。

【検討項目】

- ① 地域の感染ルートやクラスター発生施設の事例収集・分析
- ② 保健所の体制（相談・疫学調査等の体制強化、都道府県と設置市の連携・情報共有等）
- ③ PCR検査や抗原検査・抗体検査の体制構築
- ④ 病床・宿泊療養施設や医療従事者・医療物資の確保・運用、医療従事者への支援、オンライン診療も含めた医療提供体制の確保及び新型コロナウイルス感染症診療を行っていない医療機関も含めた経営支援
- ⑤ 高齢者や障がい者の入所施設等における感染防止策及びクラスター発生時の応援体制
- ⑥ 都道府県間の広域連携や市町村等他機関との連携
- ⑦ 特措法に基づく外出自粛・休業要請等の運用基準や法的な枠組みのあり方
- ⑧ 水際対策をはじめとした国と連携した対策の展開
- ⑨ 業種別ガイドラインの定着・運用をはじめとした新しい生活様式
- ⑩ 健康づくり、地域包括ケアシステム、生活困窮者対策、避難所における感染予防など新型コロナウイルス感染症を前提にした医療・保健・福祉施策のあり方

※各項目については、WT内にクラスター発生県などの担当職員（部局長クラスを想定）による幹事会を設置し、事務方での検討を重ねたうえでWTへ報告。

※幹事会には、アドバイザーとして日本医師会釜范常任理事、オブザーバーとして内閣官房及び厚労省の参加を依頼。

【スケジュール予定】

6月12日	第1回WT会議 ・今後の進め方、論点について
6月下旬	第2回WT会議 ・論点に対する事例の収集・分析について、出席者からの事例紹介・意見交換
8月上旬	第3回WT会議 ・論点に対する事例の収集・分析について、出席者からの事例紹介・意見交換 ・取りまとめ（案）について
8月中	報告書取りまとめ

※幹事会を設置し、WT配布資料の作成等について検討を行う。

学びの保障と秋季入学の導入に関する提言

新型コロナウイルス感染症の影響で休校が長期にわたっている状況は、特に低学年の子どもたちを中心に、基礎的な能力の習熟や維持を図るため適宜練習の機会を設けることが必要な教科等への影響などにより、子どもたちの学力低下や格差を助長する可能性が高く、必要な対策を早急に検討することが必要である。

一方、秋季入学に関しては、グローバル社会に対応した教育の変革を進める観点等からも重要な課題であるため、全国知事会として、これまで政府に国民的な骨太の議論を行うことを求めてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症による影響や今後の見通しは常に変化しており、現時点では、全国で緊急事態宣言が解除され、学校が再開していく中で、夏季休業期間の短縮等で必要な教育機会を確保することが可能との意見が学校現場では多くなっている。また、教育の国際化のためには、入学時期も一つの要素であるものの、留学のための奨学金充実など他の要素が重要との指摘も多い。

こうした状況に鑑み、政府に対し、以下の点について対応を求める。

1 新型コロナウイルス感染症影響下における学びの保障について

(1) 入試や今年度の教育カリキュラムの在り方

長期にわたる学校の臨時休業などの影響を受けている子どもたちのため、大学入試日程等今後の学びのスケジュールを早期に確定するとともに、夏季休業期間の短縮や土日の補習等に取り組む学校に対する必要な支援を行うこと。

また、教育課程の編成に関して、各学校の参考となる具体的なモデルを示すこと。

(2) 教育の情報化

今後更なる一斉臨時休業や災害時等にあっても学びを保障できるよう、また、ビッグデータの活用により、教育の質の向上を図ることができるよう、小・中学校のみならず高等学校等も含め、ICTを活用した家庭等での学習環境整備を進めるなど徹底した教育の情報化を進

めること。

また、その財源についても実効性ある支援を行うこと。

2 秋季入学の導入等について

(1) 秋季入学の検討継続

本格的な秋季入学の導入は、教育のみならず社会・経済等の大きな変革につながりうるものであり、今回、国民的な議論を行う土壌ができたことから、グローバル化に対応した教育や学びの個別最適化を進めるといふ目的のもとで、実践的な英語教育や単位互換の推進、奨学金の充実などとあわせて、各界各層を交えた丁寧な検討を進め、その結論を得ること。

(2) 大学について

大学については、新型コロナウイルス感染症が、総合型選抜・学校推薦型選抜等にも影響を与えていること、4月入学と9月入学との併用等の形で既に秋季入学が行われていることなどから、秋季入学の拡大について、政府として検討すること。

また、そのために必要となる入試時期の変更等、大学が行う取組について政府として積極的に支援すること。

あわせて、秋季入学の拡大に伴う就職・採用時期の柔軟化等についても一層の推進を検討すること。

(3) 高等学校について

高等学校においては、大学が講じる取組とあわせて、修得主義の考え方をより重視し、標準授業時数や1単位あたりの授業時数、修学年限などの柔軟化により、学習期間の弾力化や学びの個別最適化を推進すること。

令和2年6月4日

全国知事会

子どもたち一人ひとりの学びを支える e-ラーニングの推進に関する提言

変化の激しい予測困難な時代にあつて、これからの子どもたちには、変化に翻弄されず、変化に取り残されず、自らの未来を切り拓いていく力と勇気、さらには、社会の担い手として主体的に社会と関わり、仲間と協働して「新たな社会を創造する力」が求められている。

新学習指導要領においては、情報活用能力が、従来必要とされていた言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられた。

今後、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用に必要な環境を整え、教師が子どもたち一人ひとりの反応を即時に把握しながら双方向で授業を進めるなど、学習活動においてICTを活用することが不可欠である。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、学校の臨時休業や児童生徒の出席停止措置が必要となる場合に備え、自宅等での学習環境を速やかに整える必要がある。

こうしたことから、子どもたち一人ひとりの学びを支えるe-ラーニングによる先進的・先端的取組を推進するため、次の事項を提言する。

1 ICT 環境の整備

国と地方が一体となって進めているGIGAスクール構想の早期実現に向け、校内通信ネットワーク整備に係る財源措置を十分に講じるとともに、国の主導により、児童生徒1人1台端末等の整備計画の前倒しに伴う端末の確保等を行うこと。

また、相談窓口の継続設置及び端末等導入後のランニングコスト、通信料、更新費用、有償ソフトウェアの購入等について、過度な負担が生じることがないように必要な財源を確保すること。

あわせて、遠隔授業による習熟度別授業等の増加に対応した職員の加配やICT支援員、代替非常勤講師の配置等についても必要な財源を確保すること。

2 教育クラウドプラットフォームの整備

児童生徒が、デジタル教材等を広く共有しながら、校内、校外、家庭など、どこでも円滑に学習できるよう、多種多様なコンテンツが利用可能で、低コストである教育クラウドプラットフォームを整備し、全国統一的に利用できるようにすること。

3 自宅等での学習の支援について

新型コロナウイルス感染症対策のため、やむを得ず登校できない児童生徒に対し、教育クラウドサービスや遠隔教育システム等ICTを活用した学習支援が行えるよう、自宅にインターネット環境のない児童生徒に対する端末の貸付支援、学校側がリアルタイムで双方向型の授業が実施できる遠隔教育用システムの提供等を行うこと。

また、家庭学習に係る通信費の値下げを国が業界団体に働きかけるとともに、通信費に対する補助を行うこと。

さらに、自宅等で学習する児童生徒に対し、e-ラーニングを含め適切な学習指導を実施した場合における学習評価の在り方について、制度的な検討を行うこと。

令和2年6月4日

全国知事会

新たな時代の産業の振興と基盤の維持に向けて

我が国では、かつて経験したことがない超高齢化、少子化に伴う生産年齢人口の減少が加速度的に進んでおり、ピーク時の1997年と比較すると、既に約1,000万人の生産年齢人口が減少し、2050年にはさらに2,000万人以上が減少すると予測され、また、時間当たりの労働生産性はG7諸国で最低水準となっている。このような労働力の確保や労働生産性の向上といった課題に加え、新型コロナウイルス感染症に伴う飲食業やサービス業などの売上激減や、サプライチェーンの寸断及びグローバルな需要減退による販売や生産の落ち込み、さらには、米中貿易摩擦、英国のEUからの離脱など海外発の下方リスクなど、地域経済を取り巻く環境は一段と厳しさを増している状況である。

しかし、こうした社会・経済環境の大きな変化は、既成概念にとらわれず「ピンチをチャンスに変える」機会でもある。新型コロナウイルス感染症対策に伴いオンライン授業やテレワークなどの取組が大きく進み、オンライン診療などの規制緩和が進む一方で、組織に所属せずプロジェクトごとにメンバーが集まるなど雇用関係によらない働き方や店舗のバーチャル化など地理的制約を超えた新しいビジネスモデルが生まれてきている。これらを好機ととらえ、デジタル技術がもたらす効率化や利便性向上に対する認識を広めるとともに、デジタルトランスフォーメーションを加速化させ、生産性の向上・新たな付加価値の創出を図ることで、日本の国際競争力を維持し、持続可能な社会を実現していかなければならない。

そして、地方の持つ様々な特徴や強みと多様な人材・資源によりイノベーションを創出すること、加えてそれぞれの実情に応じた「攻め」の産業振興や地域を支えてきた経済基盤の維持・確保に取り組んでいく必要もある。

国は地方の集合体であり、地方が元気になることが、日本国全体の繁栄につながるものであり、国と地方がそれぞれの責任を共有し、地方創生の実現を目指し、未来へ進んでいくため、国において次のとおり措置を求める。

1 デジタルトランスフォーメーションが切り拓く未来

(1) 第四次産業革命がもたらす先端技術による地域産業の高度化

持続可能な社会を実現していくためには、農林水産業、商工業をはじめ、あらゆる産業分野において、AI・IoT等のデジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上・国際競争力強化を実現し、労働力不足の解決や地域活力の維持・向上を図っていく必要がある。

このため、中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けやスムーズな導入ができるよう、DX推進ガイドライン等による情報発信や、人的・財政的な支援の強化を図ること。また、地方において

不足している技術者の確保のため、企業が必要とする人材のマッチングなど確保対策の充実・強化も行うこと。

併せて、デジタル技術を活用し、社会の在り方を根本から変えるような都市設計が急速に進展する中で、世界に先駆けて未来の生活を先行実現するためのスーパーシティ構想や、イノベーションが世界中で予測困難なスピードと経路で進化するに当たっての試行錯誤を許容する地域型の規制サンドボックス制度を早期に実現すること。

(2) デジタル社会を担う人材育成等の推進

デジタル技術の恩恵を誰もが享受できる社会の実現には、デジタル技術やデータ分析、サイバーセキュリティ等に精通した人材、デジタル技術を活用して革新的サービスやソリューションを創出できる人材等が必要であり、また、誰もが積極的にデジタル技術やデータを活用できるようリテラシーを高めることも重要である。

このため、引き続き、こうした人材の育成、リテラシー教育を重要政策に位置づけ、E d T e c h コンテンツやS T E A M学習等により、学童期からデジタル技術に親しみ、活用する機会を創出するとともに、A I やプログラミングなどについて「専門性の民主化」を進め、バックグラウンドに関わらず多様な人材が専門知識・技術を身に付けることができるよう人材育成の環境整備を促進すること。また、地方において不足しているマネジメント層やエンジニア等を地方で確保しやすい仕組みを創設すること。

(3) 地域課題解決に向けた基盤整備

5 G等のデジタル技術は、人口減少が進む中山間地域や離島地域などの条件不利地域においてこそ、医療、教育、農林水産業、働き方改革、モビリティなど様々な分野の地域課題解決の大きな手段となるものであり、これらの地域で恩恵を享受できるよう、光ファイバ網や5 G等のデジタル社会を支える情報通信インフラの確保は必要不可欠である。

このため、光ファイバ網の未整備地域の早期解消、公設光ファイバ網の維持管理・更新への支援の充実、都市部のみならず、条件不利地域を含む地方における、通信事業者による5 Gの早期整備を促進すること。

また、光ファイバなどのブロードバンド及び5 Gをユニバーサルサービスの対象とするよう制度の見直しを図ること。

(4) スマート農業の推進

農業従事者の高齢化の進行、担い手の減少等により労働力不足が顕在化する中、一層の省力化や生産性、収益力の向上を実現するスマート農業の技術開発及び現場実装の加速化が必要である。

このため、導入コストに見合う適応可能な経営規模等の条件の明確化をしつつ、幅広い品目・地域に対応する技術開発・実証を更に進めるために、スマート農業実証プロジェクトの支援を継続するとともに、現場でスマート農業の普及を担う人材の育成や機械等導入への支援を強力に進めること。

また、活用が進むドローンで使用可能な登録農薬の拡大推進を始め、スマート農業に適したほ場整備や、通信基地設置への支援などの環境整備を進めるとともに、遠隔操作ロボット農機の利用を早期に実現させること。

2 地域経済の好循環に向けた「攻め」の産業振興

(1) 農林水産業の成長産業化

多様化する国内外の需要に対応しつつ、他業種との連携や新技術の活用を進めようとする経営感覚に優れた人材等の育成・確保に係る地方の取組に対する支援や6次産業化の推進に係る国庫補助を拡充すること。

また、大規模化・高付加価値化による所得の向上と成長産業化に向けて、経営感覚に優れた人材に対する農地や農業用施設などの経営基盤の集積・集約化を推進し、林業や水産業の体質強化に資する基盤整備への財政措置を充実させるとともに、農林水産物のブランド価値を高める取組を推進すること。

併せて、農業分野における多様な労働力の確保や障害者の就労、生きがい等の場を創出するため、「農福連携等推進ビジョン」に定める目標の達成に向けた取組を推進すること。

(2) 対日直接投資の更なる促進

我が国の持続的な成長を実現するには、優れた技術や人材・資金等を世界から受け入れるなど対日直接投資を促進させ、イノベーションにより新たな産業を創出することが不可欠である。

このため、日本に関心を持つ海外の企業の情報を自治体等へ切れ目なくつなぐシステムを構築するため、外国企業と中小企業とのマッチング、投資案件の発掘、人材あっせん等の機能を担う各地の日本貿易振興機構（JETRO）の機能強化を図ること。さらに、日本に進出する企業への財政支援措置など、地方と一体となった支援を推進すること。

(3) 中小企業等の海外展開の拡大

人口減少で国内市場が縮小していく中、新興国の急速な経済成長に伴う需要の拡大は我が国の中小企業等にとって追い風となっており、積極的に海外需要を取り込んで成長につなげていく必要がある。

このため、有望な技術や商品等を有する中小企業・小規模企業者の海外進出や輸出促進、海外企業等とのマッチングやサプライチェーンの多元化に対する支援策を充実・強化すること。

(4) 農林水産物・食品の輸出力の強化

検疫面での相手先国の輸入規制の緩和に向けた国家間交渉の推進、G L O B A L G . A . P . 等の国際的な認証取得の推進、ハラールなど海外の多様なニーズに対応した食品の販路拡大などへの支援を行うこと。また、輸出先国・地域の規制やニーズに対応した生産に向けた課題解決に取り組む産地への支援を拡充すること。

さらに、世界的な日本食の浸透と合わせて、マーケット拡大の潜在的な可能性が高い日本酒や梅酒・焼酎等の日本産酒類について、ワインやウイスキー等と差別化した魅力や楽しみ方、適切な保管方法などを外国人に啓発し、海外での認知度向上やブランド化を進めること。

(5) 新たな働き方改革に向けた取組の推進

働き方改革関連法により、中小企業においても、本年4月から時間外労働の上限規制が適用され、来年4月からは、同一労働同一賃金が適用されることとなっており、国も「働き方改革推進支援センター」を設置し、さらにプッシュ型の支援など、きめ細かな相談を実施している。一方で、中小企業における働き方改革を進めるため、地方自治体と十分な連携を図りつつ、法改正適用後の中小企業の状況を的確にとらえた上で、各種支援策の企業のニーズに沿った柔軟な運用やより一層の支援強化を図ること。

また、時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、さらに、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

(6) 雇用関係によらない働き方に向けた環境整備について

第四次産業革命の進展により、仕事は従来の「企業単位」から「プロジェクト単位」に変化しつつある一方で、今回の新型コロナウイルス感染に伴いフリーランスなど企業や組織に属さない働き手に対する支援拡充の必要性が明らかになった。

今後もこうしたフリーランスなど企業や組織に属さない働き手の増加が見込まれることから、新しい教育・人材政策、労働市場、雇用制度の変革が不可欠であり、円滑に働くことができるよう必要な労働法制や社会保障制度などの環境整備の在り方を検討すること。

(7) 産業競争力強化のための研究開発への投資拡大・産学連携の推進

産業競争力強化のためには、大学等の研究機関の強みを生かした研究開発力の強化や、企業と大学等の連携によるオープン・イノベーションを通じた付加価値や新たなイノベーションの創出を進めていく必要がある。

そのため、企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイントメント制度や教員へのインセンティブ制度の導入など、企業と大学等が長期的な関係を構築し、スピード感を持って技術の社会実装を達成することができる仕組みを構築すること。

併せて、近年、我が国の研究力に係る国際的地位が低下していることに鑑み、政府研究開発投資の拡充をはじめとする産業競争力の強化に向けた取組を推進すること。

3 地域経済の基盤の維持・確保

(1) 中小企業・小規模事業者に対する事業承継支援

①中小企業等の事業承継の促進に向けて

日本経済の待ったなしの課題である事業承継の円滑化のため、事業承継ネットワーク構成員等が連携し、効果的・効率的な支援に取り組むことができるよう、引き続き財政支援の拡充を図るとともに、各地域の構成員等の取組を一元的に情報提供する仕組みの構築や、全国的なメディアを活用した広報により、事業承継に対するマイナスイメージの払拭を図ること。

また、令和3年度から統合が予定されている事業引継ぎ支援センターと事業承継ネットワーク事務局については、全国一律で統合を求めるのではなく、各地域の実情に合わせた対応を可能とすること。

事業承継税制については、引き続き、手続きの簡素化や、持ち株会社を含め、様々な経営体制の実態に即した税の負担軽減措置の対象要件の緩和を図るなど、より一層の利用促進に向けた取組を実施すること。その際、自治体の審査事務の簡素化も図ること。

②多様な事業承継の促進に向けて

第三者承継を推進するため、全国の事業引継ぎ支援センターのデータベース開放による利用拡大や、後継者の有力な受け皿となりうる起業家と後継者不在企業とのマッチングを推進するとともに、第三者承継に係る税制優遇策を早期に導入すること。

また、後継経営者による新たな価値を生み出す取組を円滑に推進していくため、ベンチャー型事業承継の機運醸成から事業化の検討・実践まで、アトツギベンチャーの成長段階に応じた支援の充実を図ること。

(2) 農林水産物等の風評被害対策の強化

原子力災害により国内外に生じている広範な風評を完全に払拭するため、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、正確かつ効果的な情報発信と安全性の普及啓発を強化すること。諸外国による食品等への輸入規制については、科学的な根拠に基づいた正確な情報発信を強化し、早期撤廃を実現すること。

農林水産物や加工食品、工業製品等の放射性物質検査などの国による体制強化や支援の充実を図るとともに、地方公共団体、事業者等が実施する観光誘客事業や販路回復・拡大、販売促進に向けた取組等の風評被害対策事業に対する支援を強化すること。

根拠のない風評によって住民生活と経済活動への悪影響や人権侵害が生じることのないよう普及啓発を継続的に実施すること。

(3) 農林水産業の復旧・復興の加速化、防災減災対策のための基盤強化

台風、豪雨や土砂災害などの激甚化する自然災害により、被災した農林漁業者の早期事業再開を実現するため、農地や農林業用施設や農業用ハウス、定置網等農漁業の生産施設、漁港施設の復旧・補強などが迅速に進められるよう、災害復旧事業をはじめとする支援制度の改善を含め、万全な措置を講じること。

また、ため池などの農業水利施設や治山・林道施設、漁港施設などの補強、老朽化対策、大規模自然災害の頻発化に伴い増大する施設の維持管理の負担軽減、適切な管理を通じた長寿命化対策、農業用ダムの洪水調整機能の強化や水産物の生産・流通機能の確保対策など防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の取組を進め、緊急対策終了後も同様の対策に係る予算確保や地方財政措置を継続すること。

(4) 活力ある農山漁村の実現

持続的な農山漁村の発展のため、地域ぐるみによる農地の保全の取組、地方が行う森林や漁村の多面的機能の発揮に対する支援を着実に進めること。

また、地域の人口減少に伴い拡大する荒廃農地及び鳥獣被害に対する、国の財政的支援を充実させること。

さらに、安定した農林水産業経営の確立に向け、経営所得安定対策の効果的かつ円滑な実施、漁業経営安定対策の拡充及び資金繰り円滑化支援の充実、水産資源の維持増大を図ること。

令和2年6月4日

全 国 知 事 会

「Go To キャンペーン」の実効性ある取組に向けた緊急提言

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組については、5月25日に緊急事態宣言が解除され、6月19日からは都道府県をまたいだ移動の自粛も緩和されたところである。

今後、国民一人一人が安心感をもって日常生活を送るためには、「感染予防」と「社会経済活動の再開」の両立が不可欠である。そのためには、雇用の維持と事業の継続を最優先に取り組むとともに、甚大な影響を受けている観光・飲食業やイベント・エンターテインメント業などの需要喚起を図っていかなければならない。

日本全体の繁栄には、地方が元気になることが必要である。地方においては先行して独自の取組を進めているところもあるが、国と地方が一体となって国内の需要喚起に取り組み、日本国内における人の流れと街のにぎわいを創り出し、地域を再活性化させなければならない。

については、次の項目を踏まえ、「Go To キャンペーン」が地域経済回復に大きな効果を生み出すよう、実効性ある取組となることを求める。

1. Go To Travel について

- (1) ホテル、旅館、交通機関、旅行業などの民間事業者、国民などの消費者、地方公共団体等が十分な準備や計画を行うことができるよう、制度の詳細を速やかに示すとともに、十分な周知を行うこと。特に、地域共通クーポン加盟店の参加・登録の呼び掛けや申請手続きなど、地方の負担も相当見込まれることから、早急にスキームを明確にし、説明会等を実施すること。
- (2) 観光需要や地域経済の回復を目的に、多くの地方公共団体が独自に宿泊料割引などの事業に取り組んでおり、「Go To Travel」の実施に当たっては、地方の取組との併用を可能とするなど、相乗効果を発揮できるよう、実施時期や内容、方法の詳細検討を行うこと。
- (3) 特定の宿泊施設・観光地・地域又は特定の時期に、その効果が偏ることがなく、全国に事業の効果が波及し、観光誘客が進展するよう、地方ブロック又は都道府県ごとに着地ベースの予算枠を設けることや平日割の導入などによる利用時期の分散を図ること。また、大手旅行業者のみならず地方の中小の宿泊施設、旅行業者も十分に利用されるよう実施方法や広報について配慮すること。
- (4) 観光など地域経済が持続的に維持・回復できるよう、夏や秋で終了するこ

となく、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、事業期間満了まで継続的な需要喚起を図るよう支援すること。

- (5) 宿泊施設については、簡易宿所や民泊も対象とし、インターネット環境のない施設への支援も行うこと。また、地域共通クーポンの利用対象については、地方の裁量により登録できるよう対象範囲を広くし、地域ごとに利用可能施設一覧を作成するなど、観光客の利便性向上も図るとともに、加盟店の人的・財政的負担を最小限とすること。
- (6) 「Go To Travel」は、対象事業者の範囲が非常に広く、多くの問い合わせが想定されるため、申請手続き等を可能な限り簡素化するとともに、複数のコールセンター設置や都道府県ごとの担当スタッフの配置など十分なサポート体制を整えること。また、業者への支払い等の精算業務も速やかに実施できるよう万全な事務局の体制を構築すること。

2. Go To Eat について

- (1) 飲食店が十分な計画や準備を行うことができるよう、制度の詳細を速やかに示すとともに、国民が分かりやすいようHPなどで十分な周知を行うこと。
- (2) 生産や出荷が落ち込んでいる農林水産事業者を支援するため、国内の農林水産物、加工食品を消費する仕組みとすること。また、地産地消を推進する飲食店については、ポイントを上乘せするなどの工夫をすること。
- (3) キャンペーン開始までに、登録を希望する飲食店が登録できるように支援するとともに、キャンペーン期間中のフォロー体制を整えること。また、オンライン予約サイトの登録料やシステム運用等が飲食店の負担とならないように配慮し、利用されたポイントや食事券の換金は、速やかに実施されるようにすること。
- (4) オンライン予約に限定することなく、電話による予約や、デリバリー又はテイクアウトに対してもポイントを付与し、食事券の利用が可能な制度とすること。
- (5) 地域における需要が回復できるよう、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、事業期間満了まで継続的に支援すること。
- (6) 飲食業の需要喚起や農林水産物の販売促進を目的に、地方公共団体が独自に取り組んでいる事業と連携し、相乗効果を発揮できるよう、実施時期を検討するとともに、他のクーポンと併用できるような制度とすること。

3. Go To Event について

- (1) 地域で開催されている音楽・文化・芸術・スポーツ・伝統芸能などのイベントも支援の対象とするような制度にするとともに、関係者が必要な準備ができるよう、制度の詳細を速やかに示すこと。また、国民が分かりやすいようHPなどで十分な周知を行うこと。
- (2) 大手のチケット販売業者だけが恩恵を受けることのないよう、地域のチケット販売業者も対象とするとともに、当日販売券も対象とすること。また、入場料が発生しないイベントについても、イベント会場内で使用できるクーポンを付与するなど、国内のあらゆるイベント・エンターテインメントの需要が喚起される制度とすること。さらに、チケット販売事業者を経由せず、主催者が販売するチケットについても、支援の対象とすること。
- (3) 屋内イベントの開催に際して、8月1日以降も収容定員の50%以内とする方針については、AIやスーパーコンピューターなど最新の知見を活用し、より適切な方針となるよう適宜見直しを行うこと。

4. Go To 商店街について

- (1) 地域の現状や要望に対応し、やる気のある商店街や商工団体等がイベント等の企画構想段階から支援を受けられる実効性のある制度にするとともに、制度の詳細は速やかに公表すること。また、十分な広報を行い、支援を希望する商店街等が参加できるようにすること。なお、商店街等がしっかり準備できるよう、余裕のあるスケジュール設定をすること。
- (2) 小規模な商店街など支援手続きに不慣れなことも想定されるため、申請手続き等を可能な限り簡素化し、事務局に十分なサポート体制を構築すること。
- (3) 支援にあたっては、概算払いを可能とし、可能な限り商店街等に負担が生じないように、支援上限額を拡充するなどの十分な財政支援を行うこと。

令和2年6月29日

全国知事会 会長
徳島県知事 飯泉 嘉門
全国知事会 国土交通常任委員会委員長
大分県知事 広瀬 勝貞
全国知事会 農林商工常任委員会委員長
広島県知事 湯崎 英彦

新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言

去る5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面的に解除され、学校においては概ね授業が再開されているところである。一方、公立小・中学校の普通教室の平均面積は64㎡であり、現在の40人学級では、感染症予防のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難であることから、その対応が学校現場において大きな課題となっている。こうした実情を踏まえて、今後予想される感染症の再拡大時にあっても必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するためには、少人数学級により児童・生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保が是非とも必要である。

また、学校の臨時休業等の緊急時においてもオンライン学習ができる環境を充実させ、新しい時代の学びを支える環境を整備することが必要である。ハード整備が先行して進む「GIGAスクール構想」において、最適な学びを実現するためには、少人数によるきめ細やかな指導体制が必要であり、学習用ソフトウェアを含む端末・ネットワーク環境の改善及びそれらを有効活用するためのICT教育人材の配置の充実が必要である。

こうしたことから、国におかれては、

- (1) 少人数編制を可能とする教員の確保
- (2) GIGAスクールサポーター等のICT教育人材の配置充実
- (3) 更新費用やランニングコスト等も含めたICT環境整備に必要な財政措置の拡充

など、学校教育環境の整備を早急に図ることを強く要望する。

令和2年7月2日

全国知事会会長 飯泉 嘉門
全国市長会会長 立谷 秀清
全国町村会会長 荒木 泰臣

「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて(仮)」 の検討について

令和2年7月4日
本部事務局

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発出され、外出自粛の要請、飲食店等の営業自粛要請、海外との出入国制限などにより、様々な業種において生産・販売が落ち込むなど、関西にも極めて深刻な影響を与えた。

このような状況の中、感染拡大により大きな影響を受けた関西の社会経済活動の元気回復を目指して、経済の早期回復、観光・誘客の段階的促進、第2波、第3波への備え、5Gなどの情報通信基盤整備、東京一極集中の是正などに向け、広域連合、構成府県市が一丸となって対策に取り組んでいく。

2 基本的視点

- ① 経済の再生・社会生活再建のための取組
- ② 観光・誘客の段階的促進
- ③ 第2波、第3波に備えた取組
- ④ 5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築
- ⑤ 東京一極集中の是正、分権型社会の体制構築

3 取組の骨子(案)

別紙のとおり

4 スケジュール

6月22日	広域計画等推進委員会	意見聴取
7月4日	広域連合委員会	検討概要の協議
7月22日	広域連合委員会	「取組」(案)の協議
	関経連、市町村との意見交換会	「取組」(案)の説明
8月27日	広域連合委員会	「取組」の確定

「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて(仮)」 骨子(案)

第1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けた関西の社会経済活動の元気回復を目指して、経済の早期回復、観光・誘客の段階的促進、第2波、第3波への備え、5Gなどの情報通信基盤整備、東京一極集中の是正などに向け、関西広域連合と構成府県市が一丸となって取り組む。

第2 これまでの取組

〔令和2年1月28日に「新型コロナウイルス感染症対策準備室」を設置以降、現在までの取組と成果を記載。〕

第3 関西の元気回復に向けた取組

I. 基本的視点

- 1 経済の再生・社会生活再建のための取組
感染拡大により大きな影響を受けた関西経済の再生、社会生活の再建、「新しい生活様式」を定着させるための取組
- 2 観光・誘客の段階的促進
関西圏域内観光の需要喚起をまず行いながら、次の段階として、国内各地からの誘客を促進し、海外からのインバウンド回復に向け、受入体制の整備や魅力ある観光地づくりに向けた取組
- 3 第2波、第3波に備えた取組
新型コロナウイルス感染症と共存しながら、社会経済活動を再開させ、着実な回復を図るため、感染の第2波、第3波に備えた医療提供体制の充実を図る取組。
- 4 5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築
人工知能、ビッグデータ、IoTなどの技術革新による Society5.0 時代への対応に不可欠な5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした新しい社会経済活動の促進など、国民が地方にしながら活躍できるデジタル化の推進に向けた取組。
- 5 東京一極集中の是正、分権型社会の体制構築
新型コロナウイルス感染症により改めて脆弱性が認識された東京一極集中を是正するとともに、非常時に柔軟・迅速な対応ができるよう、より住民に近い立場で権限を行使できる体制構築に向けた取組。

II. 元気回復に向けた取組

元気回復に向けた取組について、分野ごとに課題と対応（広域連合）（構成団体）別に記載。

1. 広域事務

○広域防災

（課題）

- ・自然災害と感染症との複合災害への備えが必要
- ・新しい生活様式を府県民に早期に定着させることが必要 等

（対応）

- ・複合災害を見据え、避難所等での対応や相互応援体制の構築
- ・大規模災害に備えた「防災庁」の創設推進
- ・新しい生活様式の早期かつ確実な定着に向けた普及啓発 等

○観光振興

（課題）

- ・インバウンドの激減、外出自粛要請による国内旅行者の減少により、観光業が大きな影響を受けたことから、まずは国内観光の支援、そして将来的にはインバウンドが戻ってくるまでを見据えた対応が必要 等

（対応）

- ・国内観光客に関西全体を周遊してもらえよう各地域の魅力の発信
- ・インバウンドの回復に向け、国や経済界等と連携し、海外観光プロモーションなどの実施
- ・デジタルを中心とした観光プロモーションの展開やWebによる情報発信 等

○文化振興

（課題）

- ・博物館、美術館等の文化施設は休館を余儀なくされ、芸術活動も自粛するなどしたことから、今後の再開や活動継続を図ることが必要 等

（対応）

- ・文化施設が賑わいを取り戻せるよう、関西の文化施設ネットワークを活用し誘客施策を実施
- ・人が集まらない形式での実演芸術活動の発表の場を提供するなどによる関西文化のPR 等

○スポーツ振興

（課題）

- ・競技や観戦を通じて感染拡大が生じる可能性があることから、スポーツイベント等が中止・延期となり、また、不要・不急の外出を自粛したため、運動ができる機会を確保することが必要 等

（対応）

- ・ウォーキングを楽しく継続できるように、構成府縣市等が作製しているウォーキングコースの利用やウォーキングイベント等への参加について府県域を越えて促し、ウォーキングをとおして健康習慣の促進と域内交流を図る取組の実施

- ・「関西広域サイクリングルート」を活用し、ルートを整備充実させ、ルート上の地域振興事業と連携（相互PR等）等

○産業振興

（課題）

- ・新しい生活様式への転換や新型コロナウイルス感染症との共存を見据えた、関西経済の活性化対策や社会経済活動の維持・強化に向けた取り組みが必要等

（対応）

- ・ウィズコロナ時代のビジネス戦略セミナーや、首都圏等での地域魅力プロモーションのオンライン実施
- ・海外プロモーションについては、渡航制限等を勘案し、ネットワークや拠点等を有する現地事業者との連携により実施
- ・「感染症対策」や「新たな生活様式への転換」を主要テーマとした展示会出展等

○農林水産業振興

（課題）

- ・外出自粛で外食の機会が減少したこと等により、牛肉や水産物などに影響が出ており、販売機会の創出が必要。また、海外渡航制限等により販路開拓・販売促進活動に支障をきたしており、海外輸出についての最新情報の把握が必要等

（対応）

- ・企業の社員食堂等において、域内の特産物を使った料理の提供や販売促進イベントを実施
- ・コロナ禍の中でも越境ECや輸出に取り組んでいる優良事例を収集・共有化等

○広域医療

（課題）

- ・構成府県市のみでは対応できない場合に備え、関西圏域において効率的・効果的に医療を提供する体制の構築が必要。また、第二波、第三波に備え、各構成府県市におけるこれまでの経験の共有化が必要等

（対応）

- ・医療資機材や医療専門人材の広域的な融通調整、検査の広域連携及び広域的な患者受入体制の連携について、各構成府県市との調整・実施
- ・各地方衛生研究所の検査体制、能力等や民間検査機関の活用等について情報共有を行うとともに、ワクチンの治験など関西ならではの取組を推進
- ・検査体制や医療提供体制、医療資機材の確保など、第一波での課題や対応等について現在既に調査中であり、早急に取りまとめ、改善策を洗い出し、第二波に備えて各府県市の体制が取れるよう、それぞれの取組を促進等

○広域環境保全

(課題)

- ・感染症予防対策を講じながらも、楽しく環境学習ができるような取組が必要等

(対応)

- ・環境学習の機会が増えるよう、圏域内の環境学習の場となる施設等の新型コロナウイルス感染症対策を含めた情報を整理し、広域連合のホームページで情報発信
- ・小学生以上を対象とした地域特性を活かした交流型環境学習の実施 等

○広域職員研修

(課題)

- ・従来型の職員研修では、参加者間の意見交換や交流を目的の一つとしており、「密接」を伴わない研修実施が困難なことから、新たな対応が必要 等

(対応)

- ・インターネットを活用した「WEB型研修」の実施を拡充 等

2. 政策の企画調整

- ・イノベーションの推進では、今後の新たな感染拡大を見据え、感染症防止対策の検討・啓発が必要なことから、「関西健康・医療創生会議」において、オンラインでの講演会を開催し、これまでの感染症対策の検証と今後の防止対策を検討
- ・プラスチック対策の推進では、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化等による影響を考慮しながら既存事業の追加、見直しを検討
- ・新型コロナウイルス感染症により、域内で新たに生じた社会経済活動における広域課題のうち、継続的・計画的な対応が必要なものについても、政策の企画調整に関する事務として取組を検討 等

3. 分権型社会の実現

(課題)

- ・政治、行政、経済等が集中する東京において、ロックダウンのような事態を招けば、首都中枢機能が麻痺する可能性もあることから、東京一極集中によるリスクが改めて鮮明となり、国土の双眼構造の早期実現が必要
- ・より住民に近い立場であるはずの地方において、即座に権限が行使できる体制となっておらず、国と地方の役割のあり方を見直すことが必要 等

(対応)

- ・分権型社会の確立のため、今回の新型コロナウイルスの感染拡大による影響を踏まえた課題の分析
- ・新型コロナウイルス感染症拡大等いかなる事態が発生しても、首都中枢機能が継続できるよう、「首都機能バックアップ構造の構築」の提案
- ・感染症拡大や首都直下型地震など大規模災害に備え、「防災庁」の創設について国へ提案
- ・国の研究機関や政府関係機関の関西への更なる移転推進の取組
- ・国からの事務・権限の移譲について検討を行い、引き続き国等に対して提案等

Ⅲ. 国への提案

〔 新型コロナウイルス感染症を踏まえ、より強靱な社会や経済の構造を築いていくために必要な国への提案を記載。 〕

1 新型コロナウイルス感染症拡大に対する備えの充実・強化

(1) 感染者に対する適切な医療実施体制の確保

- ①退院基準のあり方
- ②感染症患者入院・外来医療機関への支援
- ③医療専門人材の広域融通制度（医療版TEC—FORCE（仮称））の創設
- ④ICU拠点の確保
- ⑤医薬資器材等の調達支援
- ⑥在宅療養者等の避難所の確保対策支援
- ⑦保健所機能の強化
- ⑧新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金のさらなる増額・拡充

(2) 社会福祉施設等に対する支援

- ①社会福祉施設における感染対策の強化
- ②感染予防資材の供給
- ③安定的なサービス提供体制確保のための支援
- ④社会福祉施設等の職員に対する処遇改善のための加算の新設等

(3) 水際対策の強化

2 感染症拡大からの早期回復と東京一極集中の是正

(1) 社会・経済の回復支援

- ①幅広い業種・業態に対応した支援策の実施
- ②サプライチェーンの回復支援
- ③観光・MICE 需要の回復に向けた誘客促進
- ④官民が一体となった需要の喚起
- ⑤文化芸術活動及びスポーツ活動を通じた地域の活性化
- ⑥農林水産業の補償制度の拡充及び消費拡大・販路促進対策の強化
- ⑦新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の重点配分及び増額措置
- ⑧地方財政措置及び税制改正への対応
- ⑨公共事業等総需要増強にかかる予算の確保及び早期執行

(2) 東京一極集中の是正と首都機能バックアップ構造の構築

- ①権限・財源・責任の所在が一致する分権型の体制構築
- ②首都機能バックアップ構造の構築
- ③大規模災害に備えた「防災庁」の創設

- ④政府関係機関等の移転
- ⑤地方への移住・定住の促進
- ⑥双眼型・多極型の産業構造の構築
- ⑦人・企業・大学等の地方分散の推進
- ⑧国土の双眼構造を実現する社会基盤整備
- ⑨5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築

IV. 経済界・国・市町村等との連携

社会経済活動の早期回復には、経済界・国・市町村等との連携が重要であり、様々な主体との連携・協働を推進し、新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けての取り組みについて記載。